

違憲訴訟の会 ニュース

発行：安非法制違憲訴訟の会
No：7 2018年1月1日
〒150-0031
東京都渋谷区桜丘町17-6
渋谷協栄ビル2階
電話 03-3780-1260
FAX 03-3780-1287
Mail：office@anpoiken.jp

新安非法制がもたらした フラッシュバック

戦争被害者 横湯 園子



いじめや登校拒否・自殺などの教育臨床心理に携わる。戦時下で親が受けた弾圧と家族の苦しみは子ども心に堆積し、安非法制のもたらす閉塞的な空気がそれを蘇らせる。「戦争」は沼津空襲でグラマンに狙われた恐怖を呼び起こす引き金になった。

横須賀基地が 直面する危険

基地周辺住民 新倉 裕史



横須賀基地は、米海軍の最も重要な海外基地であり、同時に海上自衛隊の最大拠点。日米一体の安非法制発動の中核で、原子力空母の原子力災害とも背中合わせ。この基地の街・横須賀の平和化に取り組んできた45年は、じぶんの人生そのものである。

9.11の際、原発も テロ攻撃の対象だった

元原発技師 渡辺 敦雄



原子力工学の専門家として、長年原発の基本設計に関わってきた。原発はテロやミサイル攻撃には脆弱で、万一攻撃されたら破滅的被害をもたらす。日本の原発はテロ対策はなにもしていない。新安非法制は日本を戦争に巻き込み破滅の危機をもたらす。

安非法制への 底知れぬ不安

長崎原爆被害者 平原ヨシ子



安非法制制定後、日本が戦争に巻き込まれ、再び日本人が命の危険にさらされる可能性が格段に高まったと不安を感じる。被爆者歌う会「ひまわり」の活動を通して平和と二度と核兵器の被害者が出ないことを願ってきた私の平和な日常を返して欲しい。

安非法制の被害を訴える

第6回 東京国賠訴訟期日 (1月26日)

原告尋問



障がいある子を持つ 親の苦しみ

障害者の親 清水 民男

長男に生まれつき心臓疾患がありあまり歩けない。いじめや体罰をかばいながら大切に育ててきた。安非法制で強制作業に就かされれば障害と見えず無理を強いられる不安がある。有事に逃げることは難しく「置いて逃げてくれ」の言葉は言わせたくない。

憲法を変えるのは 自分たち主権者

若者～障害者施設職員 菱山南帆子



祖母は、悲惨な戦争体験とともに、二度と戦争をしない憲法を嬉しそうに話してくれた。自分が平和の中で暮らしてきたことを、そのまま次世代に渡したい思いで、安非法制反対の運動に全力をあげてきた。憲法を変えるのは自分たち主権者だけに、強行採決された怒りと苦しみ。



キリスト者としての 胸騒ぎ

東南アジアで布教 安海 和宣

治安維持法下で教会が二分され、戦争に加担した過ちを繰り返してはならないと考え、胸騒ぎを覚え、2013年12月に「特定秘密保護法に反対する牧師の会」を結成し、平和と人権を守り、信仰の故に弾圧されない社会をめざし、戦争に加担しないために活動している。

第7回期日(5月11日)は3名の
原告の尋問が行われます！

元自衛官 井筒 高雄 「安非法制への怒り！」

学者 堀尾 輝久 「軍国少年からの転生」

鉄道員 常盤 達雄 「もし鉄道が狙われたら」

第3回安保法制違憲訴訟全国経験交流会開催される

わが国の司法と政治のあり方を根底から問う

安保法制違憲訴訟は、現在、北海道から沖縄まで、21の地裁に24の裁判が提起されています。昨年11月25日から26日にかけて、そのすべての地域の裁判の代理人弁護士及び提訴が確定した愛知の弁護士が一堂に会しました。

初日冒頭、安保法制違憲訴訟全国ネットワークの代表である寺井一弘弁護士から次のようなご挨拶がありました。

「先月、大義なき衆議院解散を強行した安倍政権は3分の2の議席を獲得したと豪語していますが、有権者の2割に満たない得票率しかなく、非安倍勢力の全得票に及ばない自民党には憲法改正を語る資格などありません。そして安保法制違憲訴訟は今や全国で24の裁判が進んでおります。最も早く提訴した東京地裁民事一部の国賠訴訟では、国側の『証人、原告らのいずれについても尋問実施の必要性は皆無である。速やかに弁論を終結すべきである』という全面的反対にもかかわらず、裁判所は一月から原告尋問など実質的審理を始めることを決定しました。私どものささやかだった戦いは今、わが国の司法と政治のあり方を根底から問うものに成長しています。私どもは10人の原告尋問を成功させて、いわゆる『損害論』や『相関関係論』などの厚い壁を乗り越えて確実に証人尋問へと持ち込み、必ずや安保法制が憲法違反であるとの判決を勝ち取りたいとの決意を固めております。それが法律家の歴史的使命であると考

えています」。

次に、特別講演「日米核同盟と安保法制－北朝鮮情勢の影」（共同通信太田昌克編集委員）があり、現代を読み解くためのヒントを得ました。

続けて、訴訟が先行している東京弁護団から、福田護弁護士と伊藤真弁護士が、それぞれ「安保法制違憲訴訟の現状と今後の課題」「実質的立証への展望と課題」について、報告を行いました。

東京の裁判は、2016年4月26日に提訴し、これまでに国賠、差止めともに5回の期日を終え、国賠、差止めともに13通の準備書面を提出しています。これに対し、被告（国）からは、答弁書及び2通の準備書面が提出されていますが、違憲論については一切対応せず、原告の権利侵害の主張に対して、国賠法上保護された権利・法的利益ではないと主張しています。

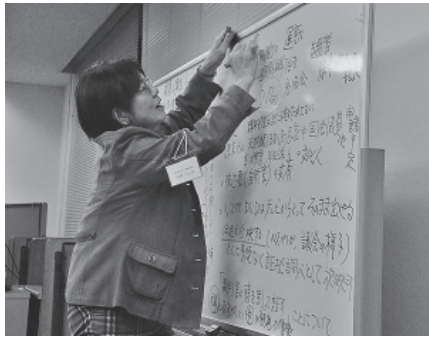
法律論の難しい点を全国の代理人で共有するために、福田弁護士からは東京地裁での経過が丁寧に報告され、続いて、伊藤弁護士からは、学術的及び訴訟対応の側面から、今後の展望についての報告がなされました。

この後、自由討議となり、また、2日目は、各地の抱えている問題点等を共有しました。

課題は多岐にわたりますが、その一部を北から順にご紹介いたします。

NHKのドキュメンタリーをDVDにして証拠提出しようと考えている（釧路）。全員分の陳述書を出





すことになっている（札幌）。戦争体験など特殊な経験を持たない大多数の人の考えを汲み上げて勝訴を狙う（福島）。強行採決の様子について国会議員を呼ぶ必要性を検討している（群馬）。裁判所が、原告意見陳述は1回のみという姿勢だったが準備書面の口頭補充を原告本人にさせることは認められた（埼玉）。原告本人尋問を成功させて安保法制の違憲性を引き出す（東京）。安保法制は人権の根本を揺るがす。これを歴史の記録に残すという思いで提訴した

（女の会）。横浜地裁では民事差止めを提起している。被告の対応が東京の差止めと矛盾している（神奈川）。第一回期日が12月19日、原告と東京の寺井弁護士を含めて代理人の意見陳述を行う。今後も全国と連携して戦っていく（山梨）。被害類型別に意見陳述する原告を選んできた（長野）。土地柄宗教者が多い。宗教的信念を侵害されたという主張をしている（京都）。原告が1000人いるので類型別に整理する必要がある（大阪）。裁判官の交替で意見陳述を認めないと突然言い出した（岡山）。裁判所が、意見陳述を2回に1回しか認めてくれない悩みがある（広島）。陳述書について原告の体験ではなく安保法制を廃止して欲しいと書く傾向にある。権利論の深化をどうはかるか（山口）。過去の戦争体験とこれからの戦争被害は様相が違う点も

念頭においている（高知）。平和憲法の中で生きてきた人が新安保法制の制定過程でさらに人格権侵害が広がったことを認識すべき（福岡）。一次提訴は被爆者、二次提訴はそれ以外の原告で行った。立証活動については長崎独自の証人を含め検討（長崎）。憲法改正の発議をしなかったことを違法とする主張をしている（大分）。陳述書は235名全員分を作成中。運動面でも裁判所に憲法判断をするように訴えていく必要がある（宮崎）。第2次提訴も計画中だが、権利の普遍性と個別的利益の侵害とのバランスをどうとるか（鹿児島）。意見陳述は初回のみ30分確保したが、どのような事件でも5分から10分で意見陳述させる裁判官なので不安（沖縄）。11月30日に第1回弁護団会議を行う。被害論は難しいが、一生懸命勉強してついていく（愛知）。

安保法制違憲訴訟（差し止め請求） 第5回口頭弁論（10月27日）

被告は原告らの主張に対し、実質的な反論をせよ

2017年10月27日（金）、東京地裁にて、「安保法制違憲訴訟（差し止め請求） 第5回口頭弁論」が行われました。

前回より、差し止め訴訟では原告の意見陳述が認められていません。これは、国賠訴訟と異なり、原告数が52名と少なく、類型別の代表的な原告のみの意見陳述を認めると当初から裁判所の方針が示されていたことによります。この取り扱い自体は、それほど悲観することではないというのが、弁護団の見解です。

今回の意見陳述は、3名の代理人が行いました。まず、古川（こがわ）健三弁護士から、差し止め訴訟の特徴でもある処分性について、「本件集団的自衛権の行使等は処分性がないとする被告の主張は、当たらない。処分性の有無を判断する上でも、集団的自衛権の行使等の憲法適合性とそれらがもたらす原告らへの権利侵害性が本件の中心的争点である。被告は内容のない答弁に終始せず、原告らの主張に対し正面から認否し、実質的な反論を行うべきである」。

次に、違憲性について、福田護弁護士から、「新安保法制法の何が違憲なのか。その問題の核心はやはり、自衛隊が海外に出向いて武力の行使をし又はその危険を生ずることにある。これを肯認することによって、日本が戦争当事国となる機会と危険を大きく拡大



した。新安保法制法は、従来の政府解釈が、そうならないように設けていた最低限の歯止めの、根幹部分を外してしまった」。

最後に、PKO新任務について、武谷直人弁護士から、「PKO協力法は、1992

年6月に成立しているが、成立当初から憲法9条に抵触するのではないかとの疑義がぬぐえない法律であった。政府は、いわゆるPKO5原則を掲げることで、違憲性はないとの見解を貫いていたが、今般PKOの役割の変化の中で、自衛隊に与えられたPKOの新任務（駆け付け警護等）は、もはや政府の従来の解釈で正当化することはできず、武力の行使を禁止した憲法9条1項及び戦力の保持と交戦権を否定する憲法9条2項に違反することは明白である」と、それぞれ主張されました。

全国の提訴・裁判の状況（2017年12月19日現在）

提訴地	裁判の内容	次回期日	提訴地	裁判の内容	次回期日
東京	国賠	1月26日13:30	京都	国賠	2月 1日14:00
	差止・国賠	2月 5日10:30	岡山	国賠	4月18日14:00
	女の会 国賠	2月21日14:30	広島	差止・国賠	1月17日13:30
札幌	差止・国賠	2月 9日15:00	山口	国賠	3月14日13:30
釧路	国賠	3月 2日14:30	高知	国賠	4月27日11:30
福島（いわき）	国賠	1月24日13:30	福岡	国賠	1月23日14:00
神奈川（横浜）	差止・国賠	1月11日16:00		差止・国賠	1月31日14:00
埼玉	国賠	3月14日14:30	長崎	国賠	1月30日14:30
群馬（前橋）	国賠	3月 7日14:00	大分	国賠	1月25日10:30
山梨（甲府）	国賠	3月20日15:00	鹿児島	国賠	1月26日15:00
長野	国賠	3月23日10:30	宮崎	国賠	2月21日14:00
大阪	差止・国賠	3月19日15:00	沖縄（那覇）	国賠	2月13日15:00
愛知（名古屋）	提訴確定！				

第6回国賠訴訟期日のご案内

2018年1月26日（金）13時30分開廷

- 12:30 東京地裁前集合 アピール行動開始！
 12:50 入廷行進
 12:55 傍聴席の抽選に並ぶ
 13:30 開廷
 ※原告本人尋問のため、17:00頃までかかります。
 18:00 報告集会（議員会館を予定）
 20:00 終了予定

第6回差止訴訟期日のご案内

2018年2月5日（月）10時30分開廷

- 9:30 東京地裁前集合 アピール行動開始！
 9:50 入廷行進
 9:55 傍聴席の抽選に並ぶ
 10:30 開廷
 ※傍聴席の抽選に外れた人は、報告集会会場へ
 13:00 報告集会（議員会館を予定）
 14:45 原告集会
 ※終了後懇親会を予定

安保法制違憲訴訟を支える会に入会を！

安保法制違憲訴訟は、多くの方に支えられています。

まだ会員になっていないかたは、どうぞご入会ください。会費は年3000円（1口何口でも可）で、裁判の実費や裁判に関するニュースの発行などに使用します。

【年会費の振込先】

口座名義：安保法制違憲訴訟を支える会（アンポハウセイイケンソショウラササエルカイ）

【ゆうちょ銀行からのお振込み】

ゆうちょダイレクト 口座記号・番号：00140-514288
 ATM 口座記号・番号：001405-514288
 窓口 口座記号・番号：00140-5-514288

【その他の金融機関からのお振込み】

店番：〇一九（ゼロイチキュウ）店（019）
 預金種目：当座
 口座番号：0514288

支える会連絡先

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 联合会館内平和フォーラム気付
 Tel.03-5289-8222 Fax.03-5289-8223 E-mail soshou.sasaeru@gmail.com